

結 成 宣 言

今日わが国の私立大学は、高等教育ならびに研究の機関として、重要な社会的役割になっています。私立大学の特性は自主性の尊重にあります。その活動と運営については公共的性格が求められており、それぞれの教学理念や組織的あり方の違いを越えて、社会の進歩と民主主義の確立および世界の平和と人類の福祉に貢献するという共通の社会的使命を負っています。

京都における私立大学教職員組合運動は、教職員自らの要求を実現し、教育ならびに研究の発展を通して社会に貢献するという共通の目標を達成するため、互いの自主性を尊重しながら、連帯し協力して活動を進めてきました。その活動は一九七五年、京都私学教職員組合連合に加盟する各大学と同志社教職員組合連合に加盟する同志社大学教職員組合および京都学園大学教職員組合により構成された京都私大春闘共闘会議の発足により、その意義ある一歩を踏み出しました。

この共闘会議は、一九八〇年、新たに京都産業大学を加え、名称も京都私大教職員組合連絡協議会と改め、各組合の自主性の尊重を運営の基調においた幅広い連絡協議体へと発展し、以来、京都の私立大学教職員組合運動の活性化と深化に多大な役割を果たしてきました。

しかしながら今日の私立大学をとりまく諸情勢は、18歳人口の急増急減問題を大きな契機として、そこに働く私たちにとっては大変厳しいものとなっています。個別の大学だけでは対処しきれないような政府の政策展開やその影響はすでにあらわれ、各大学理事会の動向にも私学間競争における個別生き残り策への心理的傾斜がみられます。

しかし、いわば経営優先的発想による人員整理、賃金抑制あるいは労働諸条件の劣悪化等の合理化によっては、現在の困難をのりきることはできず、むしろ今日私立大学が到達している民主的な教育・研究を崩壊へと導く道へとつながりかねません。そこに働く私たち教職員の生活と権利を守り、さらに一層の前進をはかるとともに、大学の自治と教育・研究を発展させ、私立大学をして高等教育機関としての公共的役割を十全に発揮せしめるため、各私立大学教職員組合が相互に連帯し協力して活動を進めることが、今日緊要の課題となっています。

私たちは今日ここに、京都地区の私立大学教職員組合によって組織され、相互の自主性の尊重を基本精神として、加盟組合員の要求を実現し、各加盟組合に共通する目的を達成するための連合体として、京都地区私立大学教職員組合連合を結成することを宣言します。

一九八六年三月八日

京都地区私立大学教職員組合連合結成大会
京都産業大学教職員労働組合
京都橋女子学園教職員組合
京都文化短期大学教職員組合
成安女子短期大学教職員組合
全池坊学園教職員組合
平安女学院教職員組合
立命館教職員組合
龍谷大学教職員組合

京滋地区私立大学教職員組合連合規約

前文

一、われわれ私立大学の教職員は、日本の高等教育において極めて重要な役割を担っており、それぞれの大学を超えた、共通の利害と関心を有している。それはなによりも、われわれの労働条件と教育・研究条件とを改善することによって、私大教職員の権利を守り、その地位を社会的に確立し、向上させるという点においてであり、さらに、高等教育を担う大学人として、その社会的責任を果たさねばならないという意識を持つ点においてである。

これまで、各大学組合はこれらの点において先進的な経験を蓄積し、多大な成果あげてきた。しかし、教育の未来を展望し、私大をとりまく厳しい社会状況を乗り越えていくためには、各組合の個

別の努力と同時に個別大学をこえて、大学人としての共通の課題で団結することが求められている。この連合は、個別大学のみでは解決不可能な課題に対して有効な解決を追及することをその大きな使命としている。

一、京都における私立大学は、綜芸種智院に始まるその歴史において、さらには、その規模、性格においても、多様なあり方を示しており、全国的にも特色のある学風を生み出している。そうしたこれまでの伝統をふまえ、組合活動も各大学の自主性と多様性を最大限に生かすものでなくてはならない。したがって、この連合は、個別組合の独自性と自主性を尊重しながら、それらが連合の運動に反映し、連合

としての連携、統一を一層活性化していくことを運動の基本にすえなければならない。

一、この連合はさらに、活動の交流や情報の交換などのほか、構成組合員の相互扶助をはじめ、加盟組合の規模の違いを反映した要求を含め、日常的な諸要求にこたえるものでなくてはならない。この連合が以上のような基本精神と活動内容を自らのものとする時、それは京都における私大運動の新たな発展段階をきりひらくうえで、重要な役割を果たすことになるであろう。

第一章 総 則

第一条 (名称・所在地)

この組織は京滋地区私立大学教職員組合連合(略称、京滋私大教連)と称し、事務所を京都市上京区中筋通り浄福寺西入ル中宮町三十一番地に置く。

第二条 (構成)

この組織は京都府、滋賀県および近接地域内にある私立の四年制大学、短期大学等およびそれらを含む総合学園(以下、私立大学)に勤務する教職員、ならびにそれらに関連する団体、法人に勤務する教職員によって組織される労働組合をもって構成される連合体である。なお、教職員組合が組織されていないなど特別の事情が認められる場合には、教職員個人が加盟することができる。

2. 個人として加盟した組合員は個別加盟組合を構成することができる。

第三条 (目的)

この連合は、加盟組合および組合員の相互信頼と協力のもとに、私立大学教職員の権利を守り、その健康で文化的な生活と社会的地位の向上をめざすとともに、教育・研究・労働条件を改善し、大学教育と学術・文化の民主的・創造的発展ならびに大学の自治と学問・思想の自由の確立に寄与することを目的とする。

第四条 (事業および活動)

この連合は、前条の目的を達成するために次の活動と事業を行なう。

- 一、組合員の権利および地位を擁護し、加盟組合の組織を防衛するための相互支援行動に関すること。
- 二、組合員の生活向上、福利・厚生の実現など同一職域の勤労者として提携するための相互扶助・協力の共同事業に関すること。
- 三、労働条件および経済的地位・待遇の改善その他、加盟組合に共通する目的を達成するための共同行動に関すること。
- 四、私立大学に関する情報や組合活動の経験などを

交換し、整理し、普及すること。

第二章 加盟組合・組合員の権利および義務

第五条 (平等)

この連合の加盟組合および組合員は、この規約のもとに平等の権利及び義務を有し、またその自主性は尊重される。

何人も、いかなる場合においても、人種・年齢・性別・門地・職種・社会的地位または政治的・宗教的信条によって差別を受けることはない。

第六条 (権利)

この連合の加盟組合は次の第一号、第二号の権利を、組合員は次の各号の権利をもつ。

- 一、この連合の活動についての報告を求め、意見を述べること。
- 二、この連合に対し、当該組合に関する事項について、助言および援助を求めること。
- 三、この連合の役員および大会代議員に、別に定める手続きにしたがって選出されること。
- 四、この連合の役員および大会代議員を、別に定める手続きにしたがって選出し、または解任すること。

第七条 (義務)

この連合の加盟組合および組合員は、この連合の規約を遵守するとともに、相互協力に努め、連携・共同の行動に参加し、連合の活動や事業へ可能な寄与を行なう。

第三章 加盟および脱退

第八条 (加盟)

この連合に加盟しようとする組合または個人加盟しようとする教職員は申し込み書に加盟費をそえて執行委員会に提出し、その承認を得なければならない。

第九条 (脱退)

この連合を脱退するには、組合費その他の負担金を完納のうえ、一カ月前に理由書を添えて執行委員会に届け出なければならない。ただし、この連合を脱退したものは、既納の連合費および財政上の権利を放棄したものとする。

2. 組合費を六カ月以上にわたり理由なく滞納した場合は、執行委員会において脱退したものとみなすことができる。

第四章 機 関

第十条 (機関)

この連合の運営のため次の機関を置く。

- 一、 大会
- 二、 加盟組合代表者会議
- 三、 執行委員会

第一節 大会

第十一条 (大会の地位と構成)

大会はこの連合の最高の意志決定機関であり、加盟組合から選出された代議員と連合の役員とで構成する。ただし、役員は議決権を持たない。

第十二条 (招集)

大会は少なくとも年一回開催する。大会の招集は執行委員会の議を経て委員長が行なう。

2. 加盟組合の三分の一以上、もしくは組合員の三分の一以上の要求があったとき、または執行委員会が必要と認めたときは、臨時に大会を開催する。加盟組合もしくは組合員の要求にもとづく大会は、要求のあった日から三十日以内に開催しなければならない。
3. 大会を開催する場合、委員長は日時、場所、および主要議題を少なくとも二週間前に組合員に告示しなければならない。

第十三条 (代議員)

代議員は、加盟組合ごとに組合員による直接無記名投票をもって選出する。個人加盟組合員における代議員は、個人加盟組合員間の直接無記名投票をもって選出する。

2. 代議員数は、加盟組合の組合員が十名以下の場合是一名、十一名から五十名までは二名、五十一名から百名までは三名とする。百一名以上については、二百名ごとに一名を選出することとし、端数は一名とする。
3. 個人加盟組合員における代議員選出比率は2に同じとする。

第十四条 (付議事項)

次の事項は大会の議決によらなければならない。

- 一、 活動方針の決定および総括の承認。
- 二、 予算の決定および決算の承認。
- 三、 執行委員会による緊急処理事項の承認。
- 四、 同盟罷業に関すること。
- 五、 他団体への加盟および脱退。
- 六、 役員の選出および解任、選挙管理委員の選出。
- 七、 規約、規程の決定および改廃。
- 八、 この連合の解散および解散にともなう処理事項の決定。
- 九、 その他この連合の目的達成に必要な事項の決定。

第十五条 (成立)

大会は、代議員総数の三分の二以上の出席によって成立する。なお、委任状による出席が認められるが、代議員総数の三分の一をこえる代議員が現に出席していなければならない。

第十六条 (議長)

大会の議長は、出席代議員の中から、大会の場で選出する。

第十七条 (議決)

大会の議決は、委任状を含まない出席代議員の過半数の賛成を得なければならない。ただし、第十四条の第四号、第五号および第七号については現に出席している代議員の無記名投票により、出席代議員の過半数、同第八号については現に出席している代議員の無記名投票により、出席代議員の四分の三以上の賛成を必要とする。

2. 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第二節 加盟組合代表者会議

第十八条 (代表者会議の地位と構成)

加盟組合代表者会議は全加盟組合の総意を確認し、加盟組合と執行委員会の連絡協議を行なう機関であり、各加盟組合の代表によって構成する。

第十九条 (任務)

加盟組合代表者会議は、執行委員会の報告を受け、これを承認し、執行委員会の提案に基づいて協議を行ない、加盟組合の総意を確認する。

2. 加盟組合代表者会議は、大会決議に沿って協議を行ない、執行委員会に対して次の代表者会議までの期間の活動の指針を与える。

第二十条 (招集)

加盟組合代表者会議は、委員長が招集する。

2. 加盟組合の要求があったときは、加盟組合代表者会議を開催しなければならない。

第三節 執行委員会

第二十一条 (執行委員会の地位)

執行委員会は、大会の決定ならびに加盟組合代表者会議の確認に従って、この連合の業務の執行にあたる。

第二十二条 (構成)

執行委員会は、委員長、副委員長、書記長、書記次長および執行委員をもって構成する。

第二十三条（招集および議決）

執行委員会は委員長が招集し、過半数の出席によって成立する。

2. 執行委員会の議決は、構成員の過半数の賛成を得なければならない。

第二十四条（任務）

執行委員会は次の事項を執行する。

- 一、大会決定および加盟組合代表者会議確認事項に関すること。
- 二、大会および各種会議へ提案する議案に関すること。
- 三、連合の活動に関する各種事項の企画・立案に関すること。
- 四、日常業務の処理、財産の管理に関すること。
- 五、加盟組合の活動に対する協力ならびに連合活動にかかわる対外的事項に関すること。
- 六、加盟の承認および脱退に関すること。
- 七、その他目的達成に必要な緊急事項の処理。

第二十五条（書記局）

執行委員会には、日常業務を処理し、執行委員会に対する事務的準備を行うために書記局を置く。

2. 書記局は、委員長、副委員長、書記長、書記次長および専従書記局員をもって構成する。

第五章 役員

第二十六条（役員および任務）

委員長 一名

この連合を代表するとともに、日常業務を統轄し、大会、加盟組合代表者会議、および執行委員会を招集する。

副委員長 若干名

委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

書記長 一名

書記局を統轄し、日常業務を管掌する。

書記次長 若干名

書記長を補佐し、書記長事故あるときはその業務を代行する。

執行委員 若干名

この連合の業務を分担処理する。

会計監査委員 二名

この連合の会計業務の監査をおこない、その結果を大会に報告する。

特別執行委員（若干名）

この連合の活動を発展・向上させるために執行委員会が定めた課題について、執行委員会の承認を経た上で特別執行委員を配置し、調査・研究活動を行なう。

第二十七条（選出および任期）

役員は、大会で代議員の直接無記名投票により選出する。

2. 役員の任期は一年とし、重任を妨げない。

3. 役員が任期中に欠員となった場合は、補充選挙を行うことができる。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4. 役員選挙規程は、別に定める。

第六章 財政

第二十八条（組合費）

この連合の経費は、加盟組合による加盟費、組合費の拠出および寄付その他の収入をもってこれにあてる。加盟組合からの組合費は、別に定める連合会計規程による額とし、毎月末までに納入する。

第二十九条（予決算および会計報告）

この連合の会計年度は一月一日より十二月末日までとし、執行委員会はこの連合のすべての財源と使途、主な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況について、毎年少なくとも一回大会に報告しなければならない。決算書には機関によって委嘱された職業的に資格ある会計監査人の証明を添付するものとする。

第七章 附 則

第三十条（施行期日）

本規約は一九八六年三月八日から施行する。

本規約は一九八九年十月十四日から施行する。

本規約は一九九四年四月一日から施行する。

本規約は一九九七年三月十五日から施行する。

本規約は二〇〇六年二月二十六日から施行する。

本規約は二〇一二年三月三日から施行する。

本規約は二〇一三年一月一四日から施行する。

会 計 規 程

第一章 総 則

第一条

この規程は、京滋地区私立大学教職員組合連合規約第二十八条にもとづいて定める。

第二条

本連合の会計は、一般会計と特別会計とに分ける。

第三条

1. 本連合の基本組合費は、次の通りとする。
 - 一、本連合の加盟組合であって二号を除くものの基本組合費は、（月額基準内賃金の千分の五十百円）×一四ヵ月×組合員数＋（組織強化費一〇円×十二ヶ月×組合員数）とする。
 - 二、本連合への加盟にとどまる組合の基本組合費は、（月額基準内賃金の千分の二）×一ニヵ月×組合員数とする。
2. 本連合の加盟費は、組合員一人当たり百円とし、加盟の際に納入するものとする。

第四条

臨時組合費は、必要に応じて大会の決議により額および納入方法を定める。

第二章 予 算

第五条

- 予算については、執行委員会が原案を作成し、大会に提出し、その議決により、確定する。
2. 予算の執行は、執行委員会が行なう。

第六条

- 予算案を定期大会に付議することが困難なときは、執行委員会は暫定予算案を作成し、大会に提出し、その議決を経て執行することができる。
2. 会計年度の移行により必要となる暫定予算は、執行委員会がこれを作成し、組合員に公示し執行するが、直近大会で承認を得るものとする。ただし、その期間は三ヵ月を越えてはならない。
 3. 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときには効力を失う。暫定予算にもとづいて行われた収入支出は当該年度の予算にもとづいて行われたものとみなす。

第七条

予算成立後に生じた事由により予算を補正する必要がある時は、執行委員会は、補正予算案を作成し、大会の議決により予算を補正する。

第八条

前三条の大会の議決については、大会代議員により構成される予決算委員会の議を経て大会に報告し、その承認を得ることで代えることができる。

第九条

収入支出予算については、その性質に応じて科目に区分し、必要に応じて備考を付する。

第三章 会 計 処 理

第十条

会計処理については、出入金伝票を作成し、執行委員会において互選された財政部長の検印をうけるものとする。

第十一条

財政部長は、すべての収入・支出を管掌し、必要な証憑類を保管しなければならない。

第十二条

一万円を超える寄付金の受け入れは、執行委員会の承認を必要とする。

第十三条

請求責任者は、支払いの必要がある場合には仮払い請求書によって請求することができる。ただし、支払い完了の際は領収書またはその他の書類を財政部長に提出し、すみやかに清算しなければならない。

第十四条

加盟組合は、毎月末までに当月分の組合費などを遅滞なく連合書記局に納入しなければならない。

第四章 資 産 の 管 理

第十五条

本連合の資産は、財政部長が事務管理する。

第十六条

本連合が保有する資産の処分は、三〇万円未満は執行委員会の、三〇万円以上は大会の承認を経て行なう。

第五章 決 算

第十七条

財政部長は、会計の整理について、毎年度六ヵ月経過毎に、会計監査委員の監査を経なければならない。

第十八条

財政部長は、毎年度経過後すみやかにその年度に属する会計決算を行ない、会計監査委員の監査報告とともに、大会に報告し、その承認を求めなければならない。

2. 前項の決算と監査は、一般会計および各特別会計のそれぞれについて行なう。

第十九条

会計監査および決算報告は、その性質にしたがって科目に区分し、必要に応じて備考を付する。

第六章 特別会計

第二十条

特別会計は、大会の議決または加盟組合代表者会議の確認を経た執行委員会の決定によって設置する。

第七章 付 則

第二十一条

この規程に明示していない事項については、執行委員会で決定し、次期大会の承認を経なければならない。

第二十二条

この規程の改廃は、規約第十四条にもとづき、大会の議決で行なう。

第二十三条

この規定は一九八六年三月八日から施行する。

この規程は一九八九年一月一四日から施行する。

この規程は一九九四年四月一日から施行する。

この規程は二〇〇二年三月一六日から施行する。

この規程は二〇〇六年二月二十六日から施行する。

役員選挙規程

第一条

この規程は京滋地区私立大学教職員組合連合規約第二十七条にもとづいて定める。

第二条

選挙される役員は規約第二十六条にかかげる役員とする。

第三条

役員選挙は、定期大会で行なう。補欠選挙は臨時大会で行なう。

第四条

選挙業務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

第五条

選挙管理委員は若干名とし、所属組合の推薦を得て執行委員会が委嘱する。

2. 選挙管理委員は役員選挙に立候補することができない。

第六条

選挙管理委員会は互選により委員長一名をおく。

第七条

選挙管理委員会は次のことを行なう。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付と発表

(3) 投票および開票の管理と立会いの指名

(4) 当選者の確認と発表

(5) その他選挙管理に必要な事項

第八条

選挙管理委員会は必要に応じてその事務を書記局に委嘱できる。

第九条

規約第二十六条に定める役員選挙に立候補できるものは次にかかげるものとする。

- (1) 加盟組合の推薦を受けた組合員
- (2) 執行委員会の推薦を受けた専従書記局員ならびに個人加盟組合員

第十条

選挙の公示に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 選挙の種別
- (2) 選挙の日時
- (3) 立候補届出期間
- (4) 立候補者の資格
- (5) 立候補者の手続き
- (6) その他必要な事項

第十一条

1. 選挙は大会において代議員の投票により行なう。

2. 定員一名の場合は単記、定員二名の場合は定員数までの連記による直接無記名投票とする。

第十二条

当選者の決定は有効得票の多い順に行ない、得票同数の場合はその者につき決選投票を行なう。

第十三条

候補者が定員を超えない場合は信任投票を行ない、有効投票の過半数の信任を得なければならない。

第十四条

この規程の改廃は、規約第十四条にもとづき、大会の議決で行なう。

第十五条

この規程は一九八六年三月八日から施行する。

この規程は一九九四年四月一日から施行する。

この規程は一九九七年三月十五日から施行する。